公募型指名競争入札(総合評価落札方式)（試行）に係る手続き開始の公示（建設工事）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始に付します。

なお、本工事は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う工事です。

本工事は、総合評価落札方式「企業実績評価型」、「建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を認めない工事」、「建設業法第 26 条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和８年１０月１５日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
北首都国道事務所長
佐藤　潤

記

１．工事概要

（１）工事名　　Ｒ８圏央道側道補備工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

（２）工事場所　　自）茨城県猿島郡五霞町幸主
至）茨城県猿島郡五霞町小福田　外２箇所

（３）工事内容　　本工事は、国道４６８号首都圏中央連絡自動車道の茨城県猿島郡五霞町幸主から茨城県猿島郡五霞町小福田外２箇所において、側道の防草対策工、防護柵工等の補備工事を行う工事である。

地形等　　当該地区は、圏央道の本線部が４／４車線供用しており、周辺は田園地帯で一部家屋が点在している。

（４）工事概算数量　【五霞地区】

掘削工（ＩＣＴ）	５００ｍ^3
法面整形工（ＩＣＴ）	５００ｍ^2
防草処理工	７，５００ｍ^2
作業土工	１式
側溝工	３１０ｍ
路側防護柵工	３００ｍ
防止柵工	１，２３０ｍ
アスファルト舗装工	２，０３０ｍ^2
舗装打換え工	２００ｍ^2
小型標識工	１式
区画線工	１，０００ｍ

道路付属物工	１式
構造物撤去工	１式
応急処理作業工	１式
交通管理工	１式
【幸手地区】	
法面整形工（ＩＣＴ）	２０ｍ^2
防草処理工	７０ｍ^2
植生工	２０ｍ^2
作業土工	１式
管渠工	１０ｍ
縁石工	２０ｍ
防止柵工	４０ｍ
アスファルト舗装工	９５０ｍ^2
透水性舗装工	５０ｍ^2
舗装打換え工	１２０ｍ^2
区画線工	４５０ｍ
道路付属物工	１０本
構造物撤去工	１式
応急処理作業工	１式
土留・仮締切工	１式
交通管理工	１式
【境地区】	
防草処理工	４００ｍ^2
路側防護柵工	１０ｍ
防止柵工	４０ｍ
アスファルト舗装工	１００ｍ^2
舗装打換え工	２００ｍ^2
区画線工	２３０ｍ
道路付属物工	５本
構造物撤去工	１式
応急処理作業工	１式
交通管理工	１式

（５）工期　　契約締結の翌日から令和９年９月３０日まで

（６）資料　　①別冊図面　②別冊仕様書

（７）本工事は、広く参加意欲のある者を募ったうえで、参加表明確認申請書及び技術資料（以下、「技術資料等」という。）を受け付け、提出した者のうち参加要件を満たす者を指名し、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する公募型指名競争入札（総合評価落札方式）（試行）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

（８）本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－２による。

①「工事環境の改善」実施工事
②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④建設リサイクル法対象工事
⑤総価契約単価合意方式
⑥出来高部分払方式
⑦「設計審査会」の設置対象工事
⑧ＩＣＴ活用工事【土工（発注者指定型）】
【法面工（施工者希望Ⅱ型）】
⑨ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【受注者希望型】
⑩工事工程表の開示の試行工事
⑪「生産性向上チャレンジ」の試行工事
⑫熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑬直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査試行工事

２．技術資料等の提出を求める対象者に必要な要件（以下、「指名されるために必要な要件」という。）

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち維持修繕工事に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）茨城県内又は埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第３条に記載されている事務所の所在地が茨城県内又は埼玉県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）

（５）別表－１の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）茨城県内又は埼玉県内における維持修繕工事の施工実績を有すること。

申請できる同種工事の施工実績は２件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

施工実績を２件申請した場合、１件の施工実績が確認できれば施工実績として認める。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

（６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で 60 点未満でないこと。

（７）本工事に事業協同組合として技術資料等を提出した場合、その構成員は、単体として技術資料等を提出することはできない。

（８）経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が３年以上あること。

（９）技術資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 上記１．に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の１）、２）の要件に該当する者のうち、（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を行うものとする。

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

（２）総合評価の方法

１）「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算

点」の最高点を 11.5 点とする。

２）「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目において評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。

①企業の技術力

②賃上げの実施に関する評価

③ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価

④施工体制（施工体制評価点）

３）「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。

４）価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

（３）（２）２）①②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

４．入札手続等

（１）担当部局

関東地方整備局　江戸川河川事務所　経理課

電話　０４－７１２５－７３１２（直通）

電子メール送付先：ktr-kitas.keiri792@gxb.mlit.go.jp

（２）入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－１のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表－１のとおり。

（３）技術資料等の提出方法、受付期限

１）技術資料等は電子入札システムで提出すること。

なお、技術資料等が１０ＭＢを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

受付期限：別表－１のとおり。

２）電子入札における技術資料等の受付票は、技術資料等の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

（４）歩掛見積参考資料の交付期間及び方法

技術資料等を提出した者のうち指名を通知された者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－１のとおり。

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

１）入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－１のとおり。

電子入札システムにより提出すること。

２）開札は別表－１のとおり、関東地方整備局江戸川河川事務所経理課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休

日）は除く。）を予定する。

５．その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行越谷代理店（埼玉りそな銀行越谷支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

（３）入札の無効

本工事において示した指名されるために必要な要件を満たしていない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否

要。

（５）本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

（６）技術資料等の作成に関する説明会は実施しない。

（７）入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

（８）関連情報を入手するための照会窓口

４．入札手続等（１）に同じ。

（９）一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２．指名されるために必要な要件（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も上記４．入札手続等（３）により技術資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受け、かつ、指名されるために必要な要件の確認を受けていなければならない。

(10) ２．指名されるために必要な要件で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(11) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

(12) 詳細は入札説明書による。

別表－１

本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間　　９時００分から１７時００分まで。

２．指名されるために必要な要件（５）	企業の施工実績とすることができる期間	平成２３年４月１日以降
４．入札手続等（２）	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和８年１０月１５日（木）から令和８年１１月２４日（火）まで。（電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は１２時００分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）
４．入札手続等（３）	技術資料等の受付期限	令和８年１０月２６日（月）まで。（電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は１５時００分まで。また、休日を除く。）
４．入札手続等（４）	歩掛見積参考資料の交付期間	令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２４日（火）まで。（電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は１２時００分まで。また、休日を除く。）
４．入札手続等（５）	入札の締切	令和８年１１月２４日（火）１２時００分
	開札	令和８年１１月２７日（金）１０時００分